

決議案第 2 号

「議案第 6 8 号 加西市地域活性化拠点施設建設工事請負契約の締結について」に対する附帯決議（案）

別紙「議案第 6 8 号 加西市地域活性化拠点施設建設工事請負契約の締結について」に対する附帯決議（案）を議決されたく会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

令和 2 年 9 月 2 5 日提出

加西市議会議長 土 本 昌 幸 様

提出者	加西市議会議員	深 田 真 史
賛成者	〃	黒 田 秀 一
〃	〃	丸 岡 弘 満

決議案第 2 号

「議案第 68 号 加西市地域活性化拠点施設建設工事請負契約の締結について」に対する附帯決議（案）

地域活性化拠点施設の指定管理料については、年間 7 千万円もの財政負担が生じることが示されている。平成 29 年 3 月に「加西市公共施設等総合管理計画」が策定され、厳しい財政状況を見通し、施設の更新にかかる経費の平準化や長寿命化・集約化を図りつつ、保有する施設の総量を削減する取り組みがなされているところである。その最中に、新たな施設を設置することは、年間の維持管理費のみならず、修繕等の多額の費用がかかることは明白である。

当該施設は、国の地方創生推進交付金事業により整備されるものであるが、その事業採択にあたり、この施設の「稼ぐ力」を全面に出し、三度の申請でようやく採択された。国の採択の経緯を踏まえると、入館料を徴収しないとの判断は適切ではない。加えて、類似施設において入館料の徴収がおこなわれており、当該施設でも入館料を徴収することは妥当である。

費用対効果や施設の維持管理の観点から、適正な入館料の設定について速やかに検討を始めることを強く求める。